

福岡県公報

平成30年3月6日
第3972号

目次

告示(第172号-189号)

○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課) …………… 1
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 1
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 2
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 2
○道路の占用の制限	(道路維持課) …………… 2
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 3
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 3
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 3
○生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課) …………… 4
○生活保護法に基づく指定医療機関の休止及び廃止	(保護・援護課) …………… 4
○生活保護法に基づく指定医療機関の再開の届出	(保護・援護課) …………… 5
○生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更	(保護・援護課) …………… 5
○生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課) …………… 5
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(保護・援護課) …………… 6
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の名称及び所在地の変更	(保護・援護課) …………… 7
○生活保護法に基づく介護機関の指定	(保護・援護課) …………… 7
○生活保護法に基づく指定介護機関の休止及び廃止	(保護・援護課) …………… 7
○生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課) …………… 8

公 告

○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課) …………… 8
○一般競争入札の実施	(警察本部会計課) …………… 10
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課) …………… 12
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 13
○都市計画事業の施行	(公園街路課) …………… 13

公 告

福岡県告示第172号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、平成27年3月27日福岡県告示第316号福岡都市計画道路事業3・2・10号国道3号線の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成30年3月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 施行者の名称
福岡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
福岡広域都市計画道路事業 3・2・1-10号 国道3号線
- 3 事業施行期間
平成20年6月30日から平成37年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
平成27年3月27日福岡県告示第316号の事業地に同じ
 - (2) 使用の部分
なし

福岡県告示第173号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南筑後	県道	富久線 瀬高	前	みやま市瀬高町本郷2723番8先から みやま市瀬高町本郷742番1先まで	15.3 ～ 21.4	68.0
			後	みやま市瀬高町本郷2723番3先から みやま市瀬高町本郷741番1先まで	13.2 ～ 21.4	

福岡県告示第174号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年3月6日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	富久線 瀬高	みやま市瀬高町本郷742番1先から みやま市瀬高町本郷741番1先まで

福岡県告示第175号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年3月6日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

平成30年3月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	富久線 瀬高	みやま市瀬高町本郷742番1先から みやま市瀬高町本郷696番2先まで

福岡県告示第176号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月6日

福岡県知事 小川 洋

1 道路の種類、路線名、占用を制限する区域及び図面縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道	443号	みやま市瀬高町小川883番1先から みやま市瀬高町小川882番1先まで	南筑後県土整備事務所柳川支所

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡

大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

平成30年3月20日

福岡県告示第177号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成30年3月6日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

京都郡みやこ町犀川扇谷238の2

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

238の2（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第178号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成30年3月6日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

京都郡みやこ町犀川喜多良字古山神726の1

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第179号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成30年3月6日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林の所在場所

糟屋郡久山町大字久原字桂木1534の1、1535から1537まで、1538の1、1532・1546・1550の2（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字桂木1532、1536、1537、1534の1・1535・1538の1・1546・1550の2（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び久山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第180号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成30年3月6日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定年月日
像生152	医療法人いずみ内科クリニック	宗像市平井一丁目1-38	H 30・1・1
大野生140	医療法人井上皮ふ科形成外科	大野城市東大利二丁目4-16	H 30・1・1
筑生107	加藤田整形外科	筑後市大字熊野 1539-9	H 30・1・5

宗遠生21	かくたクリニック	遠賀郡遠賀町松の本二丁目19-25	H 30・1・1
春生菌99	西田歯科医院	春日市若葉台西二丁目2-5	H 27・8・1
飯生菌169	新飯塚いとう歯科クリニック	飯塚市立岩 931-1	H 30・1・1
飯生菌170	医療法人はやま歯科医院	飯塚市川津 370 番地 4	H 30・1・1
柳生薬55	ちくし調剤薬局柳川病院前店	柳川市筑紫町 29	H 29・12・1
大生薬193	サンプラス薬局白川店	大牟田市大字白川 283-74	H 30・2・1
田川生薬57	アイン薬局田川川崎店	田川郡川崎町大字川崎 1682-1	H 30・2・1
行生薬82	コスモス薬局行事店	行橋市行事二丁目4-15	H 30・1・1
福津生訪7	訪問看護センター福津の里	福津市中央五丁目10-7	H 29・5・1
大川生訪7	はーと・なう訪問看護ステーション	大川市大字酒見 96-1 セントラル陽光ビル3階	H 30・1・1
田川生訪23	えくぼ訪問看護ステーション	田川郡福智町上野 3679-3	H 29・12・1

福岡県告示第181号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成30年3月6日

福岡県知事 小川 洋

1 休止

指定番号	名称	所在地	休止年月日
鞍生106	鞍手診療所	鞍手郡鞍手町大字八尋 739	H 29・12・31

2 廃止

指定番号	名称	所在地	休止年月日
粕生11	楠原医院	糟屋郡宇美町宇美三丁目2-10	H 29・12・31
像生134	いずみ内科クリニック	宗像市平井一丁目1-38	H 29・12・31
筑生38	加藤田整形外科医院	筑後市大字熊野字玄ヶ野 1539-9	H 30・1・4
宗遠生18	かくたクリニック	遠賀郡遠賀町松の本二丁目19-25	H 29・12・31
北生歯222	高木歯科医院	糟屋郡粕屋町若宮一丁目6-21	H 30・1・29
大生歯202	船津歯科医院	大牟田市船津町 449-3	H 29・12・27
飯生歯146	はやま歯科医院	飯塚市川津 370-4	H 29・12・31
飯生歯151	新飯塚いとう歯科クリニック	飯塚市立岩 931-1	H 29・12・31
宰生薬48	たちばな調剤薬局 宰府店	太宰府市宰府一丁目4-30	H 29・12・31
直生薬79	山部調剤薬局	直方市大字山部 1419-14	H 29・12・31
行生薬63	コスモス薬局 行事店	行橋市行事二丁目4番15号	H 29・12・31
柳生訪7	はーと・なう訪問看護ステーション	柳川市三橋町今古賀42-1 ツインプラザ江口2階	H 29・12・31

福岡県告示第182号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、休止していた指定医療機関から再開の届出があったの

で、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成30年3月6日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	再開年月日
行生71	医療法人藤田中央医院	行橋市中央二丁目10-8	H 30・1・15

福岡県告示第183号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成30年3月6日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
福津生47	よしき皮膚科・形成外科	福津市日蒔野六丁目14番3	福津市日蒔野五丁目14-6	H 30・1・9
宰生91	上田眼科	太宰府市通古賀三丁目11-21 松崎ビル1F	太宰府市通古賀三丁目12-6	H 30・1・1
中生歯34	あおき歯科医院	中間市蓮花寺一丁目1-11	中間市太賀一丁目13-1	H 30・1・1
大野生薬16	牛頸調剤薬局	大野城市若草三丁目22-14 グランディール畑ヶ坂102号	大野城市若草三丁目22-15	H 30・1・1

福岡県告示第184号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成30年3月6日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
大野生マ13	和田 貴栄（九州療養サポートセンター）	大野城市中三丁目15-12	H 30・1・4
大野生マ14	岡本 克朗（九州療養サポートセンター）	大野城市中三丁目15-12	H 30・1・4
大野生マ15	井手 信二（九州療養サポートセンター）	大野城市中三丁目15-12	H 30・1・4
大野生マ16	船橋 典一（九州療養サポートセンター）	大野城市中三丁目15-12	H 30・1・4
大野生マ17	桜井 善夫（九州療養サポートセンター）	大野城市中三丁目15-12	H 30・1・4
大野生マ18	森本 鮎弥（九州療養サポートセンター）	大野城市中三丁目15-12	H 30・1・4
大野生マ19	木下 美代子（九州療養サポートセンター）	大野城市中三丁目15-12	H 30・1・4
大野生マ20	山口 浩二（九州療養サポートセンター）	大野城市中三丁目15-12	H 30・1・4
大野生マ21	松井 泰憲（九州療養サポートセンター）	大野城市中三丁目15-12	H 30・1・4
大野生マ22	吉永 利英子（九州療養サポートセンター）	大野城市中三丁目15-12	H 30・1・4
大野生マ23	和泉 徹（九州療養サポートセンター）	大野城市中三丁目15-12	H 30・1・4
大野生マ24	緒方 伸彦（九州療養サポートセンター）	大野城市中三丁目15-12	H 30・1・4

南筑後生マ2	井上 長士（訪問マッサージ真心堂）	八女郡広川町大字久泉933-3 ファミリーマンション広川406 号室	H 30・1・11
田川生マ61	鳥越 史雄（株式会社マスターズサポート）	田川市大字伊田2739番地 店舗 9005	H 30・1・8
田川生マ62	武藤 三千代（株式会社マスターズサポート）	田川市大字伊田2739番地 店舗 9005	H 30・1・8
田川生マ63	西 晴夫（株式会社マスターズサポート）	田川市大字伊田2739番地 店舗 9005	H 30・1・8
田川生マ64	外園 真弓（株式会社マスターズサポート）	田川市大字伊田2739番地 店舗 9005	H 30・1・8
粕生マ41	小川 典子（訪問マッサージ治療院ひまわり）	糟屋郡粕屋町大字内橋790-1 多の津団地8棟206	H 30・2・1
大生柔91	奥蘭 孝明（ぞの接骨院）	大牟田市久保田町一丁目1-17 あぞみ館1F	H 30・1・9
小生柔31	大久保 博臣（かりん整骨院）	小郡市大保字弓場110 イオン 小郡SC内	H 29・12・31
小生柔32	富田 裕介（かりん整骨院）	小郡市大保字弓場110 イオン 小郡SC内	H 29・12・31
小生柔33	阿部 祐弥（かりん整骨院）	小郡市大保字弓場110 イオン 小郡SC内	H 29・12・31
春生柔61	倉光 勇佑（プラーナSPORTS整骨院）	春日市春日公園五丁目12	H 30・1・27
像生柔113	中島 聡（なかし接骨院）	宗像市日の里一丁目22-7	H 30・1・5
福津生柔43	芦澤 諒（うみがめ整骨院）	福津市津屋崎一丁目1-23	H 29・10・1
粕生柔159	椿山 晃書（新宮中央整骨院）	糟屋郡新宮町杜の宮四丁目5-11	H 30・1・6
大川生はき7	小川 陽子（小川鍼灸整骨院）	大川市大字大橋303-2	H 30・1・4
南筑後生はき4	井上 長士（訪問マッサージ真心堂）	八女郡広川町大字久泉933-3 ファミリーマンション広川406 号室	H 30・1・11

福岡県告示第185号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成30年3月6日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
飯生マ70	崎村 末弘（飯塚療養サ ポート）	飯塚市菰田西二丁目5 - 30 - 202	H 29・12・1
田川生マ 22	外園 真弓（あおぞら訪 問マッサージ）	田川郡川崎町大字川崎 444 - 13	H 30・1・7
田川生マ 41	鳥越 史雄（あおぞら訪 問マッサージ）	田川郡川崎町大字川崎 444 - 13	H 30・1・7
田川生マ 58	武藤 三千代（あおぞら 訪問マッサージ）	田川郡川崎町大字川崎 444 - 13	H 30・1・7
田川生マ 59	西 晴夫（あおぞら訪問 マッサージ）	田川郡川崎町大字川崎 444 - 13	H 30・1・7
大野生柔 45	椿山 晃書（乙金中央整 骨院）	大野城市乙金三丁目 23 - 1	H 30・1・5
福津生柔 24	芦澤 諒（うみがめ整骨 院）	福津市津屋崎一丁目 1 - 23	H 29・10・1
田川生柔 33	中島 聡（なかし整骨院 ）	田川郡川崎町大字川崎 403 - 10	H 29・12・31

福岡県告示第186号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第

4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成30年3月6日

福岡県知事 小川 洋

1 名称

指定番号	旧 名 称	新 名 称	所 在 地	変更年月日
大川生柔 2	小川整骨院	小川 義博（小川 鍼灸整骨院）	大川市大字大橋 303 番地 2	H 30・1・4

2 所在地

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
嘉麻生柔 5	北冨 敬之（やわ ら整骨院）	嘉麻市山野 640 - 3	嘉麻市山野 325 - 2	H 19・8・20

福岡県告示第187号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成30年3月6日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日	サービス項目
大野介歯 130	御笠川デンタル クリニック ヒ カリ	大野城市御笠川二丁目 15 - 2	H 29・11・1	居管・予居管
春居 126	グループホーム イコロの里	春日市平田台一丁目 138 - 2	H 29・12・1	認共・予認共

福岡県告示第188号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成30年3月6日

福岡県知事 小川 洋

1 休止

指定番号	名称	所在地	休止年月日
田居74	あゆみ田川訪問看護ステーション	田川市新町 11 - 15	H 30・2・1

2 廃止

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
柳居76	はーと・なう訪問看護ステーション	柳川市三橋町今古賀 42 - 1 ツインプラザ江口2階	H 29・12・31
宗遠居64	せるりは岡垣	遠賀郡岡垣町海老津駅前 13 - 2	H 29・11・30

福岡県告示第189号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成30年3月6日

福岡県知事 小川 洋

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
宗遠居51	せるりは遠賀	デイサービス ICAN	遠賀郡岡垣町野間二丁目 15 - 19	H 29・12・1

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
中介歯34	あおき歯科医院	中間市蓮花寺一丁目 1 - 11	中間市太賀一丁目 13 - 1	H 30・1・1
糸島地居29	さくら・介護ステーション前原	糸島市前原東一丁目 7 - 8 アステルビル203号	糸島市前原東一丁目 6 - 8	H 29・10・1
筑紫地居56	あおぞらデイサービスセンター	筑紫郡那珂川町片縄北二丁目 1 - 31	筑紫郡那珂川町片縄東一丁目 25 - 8	H 30・1・1
宗遠居51	デイサービス ICAN	遠賀郡遠賀町大字虫生津302	遠賀郡岡垣町野間二丁目 15 - 19	H 29・12・1

告 示

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成30年3月6日

福岡県知事 小川 洋

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

警察官被服購入（男警用合ワイシャツほか）に係る単価契約

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料
- キ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び個人住民税特別徴収税額決定通知書の写し
- ク 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者の雇用状況調査票（様式第4号）
- コ 営業概要表（様式第5号）
- サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- シ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- ス ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- セ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）

- ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- チ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの）
- テ 返信用封筒（392円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から平成30年3月27日（火曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成31年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成31年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年3月6日

福岡県知事 小川 洋

1 調達内容

(1) 調達案件名

警察官被服購入（男警用合ワイシャツほか）に係る単価契約

(2) 調達物品及び数量

入札説明書による。

(3) 納入期限

契約締結日から平成31年3月31日（日曜日）までの間

(4) 納入場所

福岡県警察本部総務部装備課が指定する場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年4月福岡県告示第339号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成30年4月18日（水曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
11	01	繊維	AA、A
12	01	百貨	AA、A

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に提供できると認められる者
- (3) 納入する物品又は類似する物品について、相当期間の実績を有すること。
- (4) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
- (6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-641-4141 内線2590
- 6 契約条項を示す場所
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付
- (1) 期間等
平成30年3月6日（火曜日）から平成30年4月16日（月曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで
- (2) 場所
5の部局とする。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所

5の部局とする。

- (2) 提出期限
平成30年4月18日（水曜日）午後5時45分
- (3) 提出方法
持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。
- 10 開札の場所及び日時
- (1) 場所
福岡県警察本部入札室（地下1階北側）
- (2) 日時
平成30年4月19日（木曜日）午前10時00分
- 11 落札者が不在の場合の措置
開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。
- 12 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
各見積単価（8%税込み）に各調達物品の購入見込み数を乗じた金額の合計の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
- ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（各見積単価（8%税込み）に各調達物品の購入見込み数を乗じた金額の合計の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面を提出する場合
- (2) 契約保証金
各契約単価（8%税込み）に各調達物品の購入見込み数を乗じた金額の合計の

100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（各契約単価（8%税込み）に各調達物品の購入見込み数を乗じた金額の合計の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が12の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札書内訳書の積算が誤った入札
- (9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札
- (10) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のう

ち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会の要請があった場合は、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) General descriptions of the per-piece contracts that are going to be bid for Spring/autumn shirts for police officers
- (2) Contract Period: From the day on which the contract becomes effective according to the contract signed between the Governor of Fukuoka Prefecture and the concerned party through March 31, 2019
- (3) Time Limit of Tender : 5:45 PM on April 18, 2018
- (4) Unit/ Section in charge of the notice: Supply Unit, Accounting Section, General Affairs Division, Fukuoka Prefectural Police Headquarters 7-7, Higashi-koen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8576, Japan
TEL 092-641-4141 (Ext.2590)

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成30年3月6日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
筑後東部第2期土地改良区	平成30年2月22日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年3月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
太宰府市大字北谷字夕内1116番4、1116番7、1116番107、1116番108及び1116番109
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市博多区奈良屋町14番3号
株式会社西興
代表取締役 田原 直幸

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による告示があったので、都市計画事業の施行について同法第66条の規定により次のように公告する。

平成30年3月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 都市計画事業の種類及び名称
久留米小郡都市計画道路事業 3・4・19-11号 東櫛原町本町線
久留米小郡都市計画道路事業 3・3・19-2号 千歳橋湯納楚線
- 2 施行者の名称
福岡県
- 3 事務所の所在地

福岡県建築都市部公園街路課 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県久留米県土整備事務所 久留米市新合川一丁目7番27号

4 事業地の所在

- (1) 収用の部分
久留米市諏訪野町地内
- (2) 使用の部分
なし